

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 一 規則
  - 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則
  - 県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 福島県児童福祉法施行規則の一部を改正する規則
- 二 告示
  - 県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程
  - 県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

## 規 則

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則、県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県児童福祉法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十一日

### 福島県規則第一号

#### 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員恩給条例施行規則（昭和三十二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）において、改正後欄に掲げる対象規定で傍線を付した部分を、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前

福島県知事 内 堀 雅 雄

欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二十八条 前条の規定による請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号の書類に第二号の戸籍謄本が含まれる場合には、第二号に掲げる書類は添付を要しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 請求者の戸籍謄本（死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係が明らかであるもの）又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p>	<p>第二十八条 前条の規定による請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 請求者の戸籍謄本（死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係が明らかであるもの）（前号の規定により添付した戸籍謄本と重複する場合を除く。）</p>

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

### 福島県規則第二号

#### 県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（下線を含む。以下同じ。）を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(災害の報告)

第二条 実施機関は、条例第三条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その指定する者(公務) 災害発生報告書(第一号様式)により速やかに報告させなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

(認定の通知)

第三条 条例第三条第二項の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定の通知は、公務 災害補償通知書(第二号様式)により行う。

2| 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいずれでもないとき、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等とその旨を通知しなければならない。

- 一 実施機関の長の職氏名
  - 二 被災職員の氏名
  - 三 傷病名
  - 四 災害発生日
  - 五 公務上の災害又は通勤による災害でないこと認定した理由(通勤による災害に係る療養補償に要する費用の一部負担金)
- 第二十四条の二(略)
- (審査の申立ての教示)

第二十五条 実施機関は、条例又は本

(災害の報告)

第二条 実施機関は、条例第三条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その指定する者(公務) 災害発生報告書(第一号様式)により速やかに報告させなければならない。

(認定の通知)

第三条 条例第三条第二項の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定の通知は、公務 災害補償通知書(第二号様式)により行う。

(新設)

- (通勤による災害に係る療養補償に要する費用の一部負担金)
- 第二十四条の二(略)

(新設)

規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(実施機関の助力等)

- 第二十六条(略)
- (記録簿)
- 第二十七条(略)
- (書類の保存)
- 第二十八条(略)

(平成三十一年四月一日の前日まで間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

第二十九号様式(第27条関係) 災害補償記録簿

(表) (略)

第21号様式(第27条関係) (略)

第21号様式(第27条関係) 福祉事業記録簿 (略)

(略)

福祉事業記録簿(裏) (略)

(略)

第22号様式(第27条関係) 傷病補償年金記録簿 (表) (略)

(略)

第22号様式の2(第27条関係)

(実施機関の助力等)

- 第二十五条(略)
- (記録簿)
- 第二十六条(略)
- (書類の保存)
- 第二十七条(略)

(平成三十一年四月一日の前日まで間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

第二十八号様式(第26条関係) 災害補償記録簿

(表) (略)

第21号様式(第26条関係) (略)

第21号様式(第26条関係) 福祉事業記録簿 (略)

(略)

福祉施設記録簿(裏) (略)

(略)

第22号様式(第26条関係) 傷病補償年金記録簿 (表) (略)

(略)

第22号様式の2(第26条関係)

障害補償年金記録簿 (表)	(略)	障害補償年金記録簿 (表)	(略)
第23号様式(第27条関係) 遺族補償年金記録簿 (表)	(略)	第23号様式(第26条関係) 遺族補償年金記録簿 (表)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県規則第三号**

**福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

福島県児童福祉法施行細則(昭和二十七年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の二を第一条の二の三とする。

第一条の二に見出しとして「(児童福祉司の数)」を付し、同条第一項中「各児童相談所につき」を削り、「第一号に掲げる数と第二号に掲げる数と」を「次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数
    - ア 各児童相談所の管轄区域における人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。イ(2)において同じ。)を三万で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)を合計した数
    - イ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数(その件数が零を下回るときは、零とする。)を四十で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)を合計した数
  - (2) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待をいう。以下において同じ。)に係る相談に応じた件数
  - (3) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として規則第五条の二の二で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数
- 二 法第十一条第一項第二号トに規定する里親に関する業務 県が設置する児童相談

所の数

三 法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 県の区域内の市町村の数を三十で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)

第一条の二を第一条の二とし、第一条の次に次のように加える。

(心理に関する指導をつかさどる所員の数)

**第一条の二** 法第十二条の三第七項の指導をつかさどる所員の数は、次条第一項第一号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同号に定める数を二で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)以上の数とする。

**附 則**

- 1 (施行期日)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)  
令和三年度から令和五年度までにおける改正後の福島県児童福祉法施行細則第一条の二の規定の適用については、同条中「二で除して得た数」とあるのは、「三で除して得た数」とする。
- 3 令和三年度における改正後の福島県児童福祉法施行細則第一条の二の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「三万」とあるのは、「四万」とし、同項第二号及び第三号の規定は適用しない。

(児童家庭課)

**告 示**

**福島県告示第二十二号**

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、九八一円」を「五、〇八一円」に、「一三、三四二円」を「一三、三八四円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、五四三円」を「五、五八九円」に、「一三、三四二円」を「一三、三八四円」に改め、同表二十五

歳以上三十歳未満の項中「六、〇五一円」を「六、一六四円」に、「一四、一五七円」を「一四、三二二円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、四七五円」を「六、五七七円」に、「一七、一〇四円」を「一七、一六三円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、七八三円」を「六、八五四円」に、「一九、三二〇円」を「一九、四〇七円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇三一元」を「七、〇七〇円」に、「二二、二三五円」を「二二、六〇一元」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇八六円」を「七、二〇八円」に、「二三、二六六円」を「二二、七六〇円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、九九五円」を「七、〇九〇円」に、「二五、五〇三円」を「二五、三〇八円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、五四三円」を「六、五八三円」に、「二五、五一五円」を「二五、〇九三円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、三一五円」を「五、四二〇円」に、「二〇、五一一元」を「二〇、八七〇円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、九八〇円」を「一五、二五八円」に改め、同表七十歳以上の項中「一三、三四二元」を「一三、三八四円」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和四年一月十一日から施行する。
- 2 この規程（本則の表四十五歳以上五十歳未満の項中「二二、二六六円」を「二二、七六〇円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、五〇三円」を「二五、三〇八円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二五、五一五円」を「二五、〇九三円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。
- 4 この規程（本則の表四十五歳以上五十歳未満の項中「二三、二六六円」を「二二、七六〇円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、五〇三円」を「二五、三〇八円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二五、五一五円」を「二五、〇九三円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、令和四年一月十一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

**福島県告示第二十三号**

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

**県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程**

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一六六、九五〇円」を「一七一、六五〇円」に、「七二、九九〇円」を「七三、〇九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八三、四八〇円」を「八五、七八〇円」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和四年一月十一日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

